

議 長
確認印

議会運営委員会会議録

1、開会の日時 閉 会	平成 27 年 9 月 9 日 9 : 40 平成 27 年 9 月 9 日 9 : 50
2、場 所	委員会室
3、出席した委員	小林達信、割貝寿一、大縄武夫、鈴木幸江、鈴木孝則
4、欠席した委員	なし
5、出席を要求した者	総務課長 天沼恵子
6、職務のため出席した者	議長、副議長、議会事務局長、書記
7、付議事件	第 1 町長提出議案（議案第 67 号）について
8、議事の経過	<p>副委員長開会、委員長あいさつ</p> <p>第 1 提出議案について</p> <p>委員長：総務課長から提出議案に関して、前回の議運説明と違った点があるのでの説明をしたいとの申し入れがあった。説明を求める。</p> <p>総務課長：議案第 67 号は契約案件として提出予定であったが、精査の結果財産の取得案件に該当することが分かった。訂正の上内容説明する。</p> <p>そもそもの契約金額は前回説明の 152,280 千円で変わらないが、内容は IP 告知機器の更新であり、工事、製造の請負には当たらないとなった。内容は、必要なソフトをインストールした機器の購入であるため財産の取得事件として今回提案するものである。財産の取得に対する部分は 80,524,415 円になるのでその金額を議案に記載している。先に説明した契約額の内数である。</p> <p>以上で説明を終わる。</p> <p>委員長：質疑はあるか。</p> <p>小林委員：金額の根拠は。</p> <p>総務課長：設計額で財産の購入にあたる部分の割合を算出し、全契約額に乗じて財産購入部分の契約額相当を算定した。</p> <p>（質疑「なし」という人あり。）</p> <p>委員長：これで質疑は終わる。この扱いはどうするか。</p> <p>事務局：まだ正式に議長に提出していないので、新たな議案を提出すればよいと思う。規則では、議会提出後なら議会の、議長提出後なら議長の許可が必要であるが、今回はこれ以前のものと言える。</p> <p>委員長：新たな議案の提出を受けることにする。全協開催は必要か。</p>

(「不要」という人あり。)

委員長：そのように取り扱う。

委員長：これで議事を終わる。

副委員長閉会

埴町議会委員会条例の第 27 条の規定により署名する。

平成 年 月 日

議会運営委員長